

浜松市優良工事協力業者等選考要項

(目的)

第1条 この要領は、浜松市及び浜松市上下水道部が発注した建設工事（以下「市工事」という。）において、浜松市優良工事施工業者の下請負人で品質の向上や確保等に貢献した協力業者及びこれらの技術者を選び、浜松市優良工事協力業者（以下「優良工事協力業者」という。）及び浜松市優良工事協力技術者（以下「優良工事協力技術者」という。）として表彰することにより、下請負人として専門工事業に従事する技術者の育成を促し、専門工事業の継続的な発展のため、士気向上と目標を創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事」とは、建設業法（昭24年法律第100号）第2条第1項別表に定める29種類、水道管工事及び法面工事・落石防止工事をいう。

2 この要領において「専門工事業」とは、前項から土木一式工事及び建築一式工事を除いた29種類をいう。

3 この要領において「協力業者」とは、専門工事業を1件500万円以上で受注した下請負人（建設業法第2条第3号で定める建設業者に限る）をいう。

4 この要領において「技術者」とは、協力業者に所属し、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため配置された主任技術者（建設業法第26条第1項）をいう。

5 この要領において「評定点」とは、浜松市工事成績評定要領第7に定める工事完成検査結果通知書（別記第3号様式）の評定点をいう。

(対象者の推薦)

第3条 浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）で対象年度の浜松市優良工事施工業者に選考された者のうち評定点が上位の者（以下「優良工事協力業者等推薦人」という。）は、その優良工事に携わった協力業者1者及び技術者1名を、優良工事協力業者及び優良工事協力技術者に推薦できるものとする。

(選考要件)

第4条 優良工事協力業者及び優良工事協力技術者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 一 幹事会で対象年度の浜松市優良工事施工業者又は浜松市優良工事優秀技術者に選考されていない者。
- 二 品質の向上や確保等に貢献したことが明確である者。
- 三 前条により推薦された者。

(欠格事項)

第5条 次の第一号から第四号のいずれかに該当する場合は、優良工事協力業者及び優良

工事協力技術者の対象としない。また第五号に該当する者は、優良工事協力業者の対象としない。

一 対象年度内に完成した1件500万円以上の市工事を元請として受注し、65点未満の評定点を受けた場合。また、対象年度内に完成した市工事で、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（以下「要綱」という。）による文書注意以上の措置を受けた場合。

二 市工事以外で対象年度内に起こした事案で、要綱による文書注意以上の措置を受けた又は受けることが明らかな場合。

三 その他表彰するにふさわしくない行為があった場合。

四 優良工事協力業者等推薦人が、対象年度の浜松市優良工事施工業者に選考されなかった場合

五 対象年度以降、廃業又は倒産等をした者。

（選考会議）

第6条 優良工事協力業者等推薦人、優良工事協力業者及び優良工事協力技術者の選考は、幹事会で行う。

（表彰）

第7条 市長は、幹事会の選考に基づき、優良工事協力業者及び優良工事協力技術者を決定する。

2 市長は、優良工事協力業者及び優良工事協力技術者に表彰状を授与する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

なお、この要領は、平成29年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

なお、この要領は、平成30年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

なお、この要領は、令和2年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に完成した工事について適用する。